

# ○ 「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」の概要

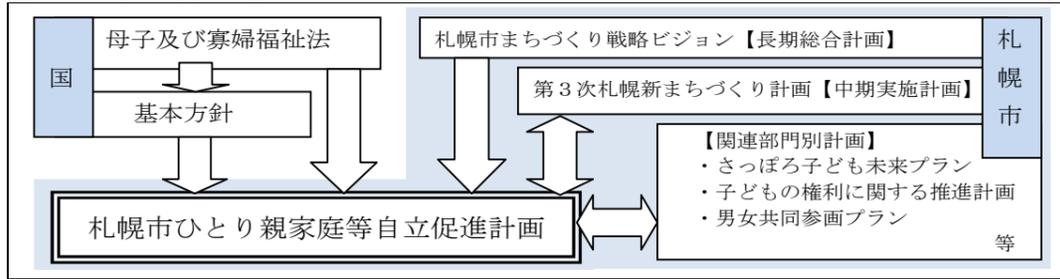
## 1 計画の策定に当たって

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、子育て、家事、仕事等の生活全般で様々な困難を抱えています。

札幌市では、母子及び寡婦福祉法や、それに基づく国の「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下「基本方針」）等を踏まえ、「札幌市母子家庭等自立促進計画」を平成17年度（計画期間：平成17～19年度）及び平成20年度（計画期間：平成20～24年度）に策定し、同計画に基づいたひとり親家庭等に対する総合的な支援施策を進めてきました。

この計画は、前計画に引き続き、札幌市のひとり親家庭等に対する福祉増進施策の一環として、母子及び寡婦福祉法第12条及び国の基本方針等に基づき策定するものです。【計画期間 平成25～29年度】

【他計画等との関連図】



## 2 ひとり親家庭の現状と課題

ひとり親家庭は増加傾向  
 ・市内母子世帯数 H12：14,011 世帯 ⇒ H17：16,121 世帯 ⇒ H22：17,327 世帯  
 ・市内父子世帯数 H12：1,452 世帯 ⇒ H17：1,508 世帯 ⇒ H22：1,600 世帯 (国勢調査)

現状	課題
子どもの教育・進路に悩みを持つ家庭が多い (悩みのある割合 母子・父子 約6割)	子どもの不安感を解消し、学習習慣を身につけるため、生活や学習面に着目した支援が必要
非正規雇用が多く、収入も低い傾向にある (母子：パート・アルバイト 約5割、300万円未満の割合 約7割)	経済的自立が図られる就労への支援、公的貸付金等の周知が必要
養育費や面会交流の取決めが十分に行われていない (取決めをしていない割合 養育費 母子：約5割・父子：約8割) ( " " 面会交流 母子・父子：約7割)	養育費の啓発等のほか面会交流に関する支援の検討が必要
行政の各種制度が十分に認知されていない (各種制度を知っている人の割合 約3～5割)	各施策の周知を図るとともに、関係機関等が緊密に連携することが必要

※「現状」は、「札幌市ひとり親家庭等の生活と意識に関する調査（平成24年10月実施）」結果に基づく。

## 3 計画の基本的な考え方

この計画では、日々の生活や子育てに大きな不安を抱えているひとり親家庭等が安心して生活を送ることができるように、また、ひとり親家庭の子ども達が、どのような環境に生まれ育っても、健やかに成長できるようにという思いのもと、「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」を基本理念とします。

この基本理念を達成するため、「基本目標1：子育て・生活支援の充実」、「基本目標2：就業支援の充実」、「基本目標3：養育費確保の推進」、「基本目標4：経済的支援の推進」を定め、さらに、基本目標ごとに成果指標を設定し、適宜点検・評価を行うことで、各施策の改善につなげていきます。

成果指標		対象	24年度実績	29年度目標
全体	今後の生活(経済的・子育て等)に不安のある方の割合	母子	94.0%	80.0%
		父子	91.2%	80.0%
		寡婦	84.2%	70.0%
		ひとり親家庭等	84.9%	70.0%
基本目標1	子どもに対して悩みを持っている方の割合	母子	84.9%	70.0%
		父子	80.4%	70.0%
	区役所の母子・婦人相談員を知っている方の割合	ひとり親家庭等	38.6%	50.0%
		母子寡婦福祉センターを知っている方の割合	ひとり親家庭等	38.9%
基本目標2	仕事に悩みを持っている方の割合	母子	91.2%	80.0%
		父子	88.7%	80.0%
		寡婦	84.4%	70.0%
	母子家庭等就業支援センターを知っている方の割合	ひとり親家庭等	47.1%	60.0%
基本目標3	養育費の取り決めをしている方の割合	母子	47.9%	60.0%
		父子	17.6%	30.0%
	面会交流の取り決めをしている方の割合	母子	24.3%	40.0%
		父子	23.7%	40.0%
基本目標4	母子寡婦福祉資金貸付制度を知っている方の割合	ひとり親家庭等	37.8%	50.0%

## 4 施策の展開

4つの基本目標別に各施策を推進するとともに、幅広く制度の周知を行い利用促進を図ります。

### 基本理念 「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」

#### 基本目標1 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭等が安心して子育てと就業等の両立を図り、安定した生活を送るため、子育てや生活面での支援体制を充実させます。

- 相談事業の推進
- 子育て支援施設の拡充
- 母子生活支援施設の機能充実
- 保育サービスの充実
- ファミリー・サポート・センター事業の推進
- 子育て短期支援事業の推進
- 留守家庭児童対策の充実
- ワーク・ライフ・バランスの取組の充実
- 学習支援ボランティア事業の実施
- 日常生活支援事業の推進
- 公的住宅への入居の優遇

#### 新規 ①学習支援ボランティア事業の実施(学生等による学習支援)

#### 拡充

- 子育てサロンの拡充(常設子育てサロン設置推進)
- 区保育・子育て支援センターの拡充(ちあふる設置推進)
- 母子生活支援施設の機能充実(入所者への支援充実)
- 保育サービスの充実(多様な保育サービスの提供推進)
- 放課後の居場所づくりの充実(ミニ児等の整備推進)
- 事業所内保育施設の拡充(施設の設置推進)

#### 基本目標2 就業支援の充実

ひとり親家庭等が十分な収入を得られ自立した生活を送るため、職業能力向上のための訓練や効果的な職業あっせん、就業機会の創出等の支援を充実させます。

- 母子家庭等就業支援センター事業の充実
- 職業紹介業務等の体制強化
- 資格・技能習得のための支援の充実
- 就業機会創出事業の実施
- 母子福祉団体に対する支援
- 女性のための就業支援策の充実
- 就業のための環境整備

#### 新規

- 就業機会創出事業の実施(ひとり親家庭むけ合同就職説明会)
- 女性起業家育成事業の実施(セミナー、経営相談窓口設置)
- 女性社員が活躍しつづけるための支援事業の実施(キャリアプラン作成支援)

#### 拡充

- 就業支援講習会の充実(父子拡大、講座の充実)
- 職業紹介業務等の体制強化(あいワークの整備)
- 自立支援教育訓練給付金事業の充実(父子拡大、利用促進)
- 高等技能訓練促進費事業の充実(父子拡大、利用促進)
- 女性の活躍サポートの充実(講演や情報交換の場提供)
- 保育サービスの充実【再掲】
- 放課後の居場所づくりの充実【再掲】
- 事業所内保育施設の拡充【再掲】

#### 基本目標3 養育費確保の推進

子どもが養育費を適切に受け取ることができるよう、社会的機運の醸成や養育費の取決めを促進するための支援を進めるとともに、面会交流の支援についても検討します。

- 養育費相談の推進
- 広報・啓発活動の推進

#### 基本目標4 経済的支援の推進

経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に対して、就業支援と併せて、各種貸付金や各種給付金による経済的支援を推進します。

- 母子寡婦福祉資金貸付制度の推進
- 児童扶養手当制度の推進
- ひとり親家庭等医療費助成制度の推進
- 自立支援教育訓練給付金事業等の充実

#### 拡充

- 自立支援教育訓練給付金事業の充実【再掲】
- 高等技能訓練促進費事業の充実【再掲】

## 5 計画の推進

### ○ 関係機関・団体との連携

関係機関が緊密に連携し、母子福祉団体等の福祉団体、民間企業等の理解と協力のもと施策を推進します。

### ○ 各種支援制度の周知

相談窓口やパンフレット「ひとり親家庭等のための暮らしのガイド」等の周知方法を検討し、充実を図ります。

### ○ 計画の実施状況の公表

実施状況をホームページ等で公表し、関係機関にも事業推進に必要な情報を提供し共有化を図ります。

### ○ 計画の評価と検証

成果指標に基づき、達成状況を定期的に評価するなど、効果的・効率的な行政運営を図っていきます。